



# 扶養状況に変更があれば必ず届出を!

～ こんなときには、被扶養者でなくなります ～

- ◆現在、認定中の被扶養者の方が、今後、認定取消しの要件に該当する場合には、変更(取消)の届出をお願いします。
- ◆届出が必要となる、主な、認定取消事由につきましては、次の①～⑥の事例を参考としてください。また、その他の取消事由につきましては、共済事務担当課へお問い合わせください。

事例  
7

## 被扶養者の給与収入が認定限度額(年額130万円<sup>\*1</sup>)以上となった

**注** 給与収入には、課税分、非課税分を問わず、賞与・諸手当・交通費等も含まれます。このため、所得証明書上の収入額が認定限度額未満であっても、交通費等を含めると認定取消しとなる場合があります。

事例  
2

## 被扶養者が就職して、他の健康保険等に加入した

**注** 就職して他の健康保険等に加入していない場合でも、給与月額が認定限度額(月額108,334円<sup>\*2</sup>)以上の雇用契約をされる場合には、就職の日から認定取消しとなります。

事例  
3

## 被扶養者の給与収入の月額が、3ヵ月連続で認定限度額(月額108,334円<sup>\*2</sup>)以上となった

**注** 給与収入の12ヵ月の収入累計が、認定限度額(年額130万円<sup>\*1</sup>)未満であっても、給与収入の月額が3ヵ月連続して認定限度額(月額108,334円<sup>\*2</sup>)以上の場合は認定取消しとなります。

事例  
4

## 被扶養者の年金収入が、認定限度額年額180万円以上となった

**注** 年金の種類によっては、年齢等により大幅に増額する場合があります。また、非課税となる遺族給付(年金)や障害給付(年金)、私的年金(企業年金や厚生年金基金、個人年金など)も年金収入に含まれます。

事例  
5

## 被扶養者とその扶養義務者との世帯合算の収入が認定限度額(世帯合算による年額<sup>\*3</sup>)以上となった

**注** 母のみを被扶養者としている場合も、その配偶者(父)がおられる場合、父母の収入の合算額により、被扶養者認定の認否の判断を行うこととなります。

事例  
6

## 被扶養者の自営業、農業等の収入が認定限度額(年額130万円<sup>\*1</sup>)以上となった

**注** 税法上で認められる必要経費と扶養認定上認められる必要経費は異なります。また、自営業の職種によって、被扶養者資格認定にかかる必要経費の取扱いが異なります。このため、所得証明書上の所得額が認定限度額以内であっても、認定取消しとなる場合があります。〔必要経費の取扱いは、本組合において別に基準を定めています。〕

※1 障害年金受給者・60歳以上の公的年金及び私的年金受給者の場合：年額130万円→180万円

※2 障害年金受給者・60歳以上の公的年金及び私的年金受給者の場合：月額108,334円→150,000円

※3 合算対象者の認定限度額に応じて世帯合算による限度額は変動します。(例. 公的年金受給の有る父母2人の場合は360万円)



昨年7月1日(基準日)現在認定中である全被扶養者を対象に実施しました、平成29年度の「被扶養者資格確認調査」に、ご理解ご協力いただき、ありがとうございました。

調査の結果、認定要件に該当しない上記の事例等に該当し、認定取消となるケースがありました。この調査は、地方公務員等共済組合法に基づき、毎年実施しているものです。

今後も、『被扶養者資格確認調査』にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。